

受託契約約款

J F 沖繩魚市場有限責任事業組合

(趣旨)

第1条 沖縄県水産公社地方卸売市場の卸売業者である J F 沖縄魚市場有限責任事業組合(以下「LLP」という。)が沖縄県水産公社地方卸売市場(以下「市場」という。)において行う卸売のための販売の委託の引受は、卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)、同法施行規則(昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。)、沖縄県水産公社地方卸売市場業務規程(以下「業務規程」という。)、その他関係諸法令によるほか、受託者との間に特約のない限り、本約款によるものとします。

(LLPの義務)

第2条 LLPは、委託者のために、受託した物品の卸売を誠実に行います。

2 LLPが本約款に違反して委託者に損害を与えたときは、これを賠償する責任を負います。ただし、天災、輸送遅延、検疫手続その他LLPの責任に帰することができない事由によって生じた損害については、その責任を負いません。

(委託者の義務)

第3条 委託者は、委託する物品については、次に掲げる事項に適合し、その商標信用を保証する責任を有するものとします。

- (1) 食品表示法に基づく食品表示基準(名称及び原産地表示等)
- (2) 流通に耐え得る鮮度及び荷造
- (3) 食品衛生法に基づく基準及び規格

(委託物品の引渡し)

第4条 委託者は、LLPに対する委託物品の引渡しを市場内の卸売場で行うこととします。ただし、LLPが特に他の場所を指定した場合は、当該場所において行うこととします。

(委託物品の受領)

第5条 LLPは、委託物品の引渡しを受けたときは、委託者に対して速やかに、その物品の種類、数量、品質、受領時の状態及び受領の日時を通知します。ただし、受領後最初の卸売取引に上場した日の翌日(市場が定める休市日は除く)までに売買仕切書を発送する場合は、売買仕切書をもって受領の通知に代えることができることとします。

2 前項の場合において、受託物品の種類、品質の相違、損敗、数量の不足等の異状を認めるときは、LLPは、引渡しを受けた後遅滞なく、物品受

領通知書又は売買仕切書に付記するとともに、その状況を速やかに委託者に報告することとします。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会っていてその了承を得たときはこの限りでないこととします。

(委託物品の保管)

第6条 LLPは、受領した委託物品の販売が終了するまでは、その保管の責任を負うものとします。

2 LLPは、LLPの責めに帰すべき事由によって委託物品の保管中に生じた腐敗損傷等委託者の受けた損害について、その賠償の責任を負います。

3 LLPは、委託物品の卸売に当たりその一部を見本に供した場合は、その見本に供した物品に通常生ずる品質の損傷若しくは低下又は減量等については、その責任を負いません。

(委託物品の手入れ等)

第7条 LLPは、委託物品の性質に従い、その販売のため通常必要とする手入加工その他の調製をすることができるものとします。

(委託物品の検査)

第8条 LLPは、委託物品の保管中その物品について国又は地方公共団体の検査を受け、何らかの指摘を受けたときは、速やかに、その概要等を委託者に通知します。

(衛生上有害な物品等の受託拒否)

第9条 LLPは、衛生上有害な物品又は客観的事情に照らして食品としての安全性が十分に確保されておらず健康に危害を及ぼす可能性がある物品、市場の過去の実績からみてすべて残品となり販売に至らなかった物品と品質が同程度であるとして開設者の指定する検査員が認めた物品、食品表示法その他の法令の定めに違反する物品、市場施設の処理能力を超える入荷が見込まれる場合で物理的に受け入れが困難な物品、本約款によらない販売の委託の申込みがあった場合の物品、市場外取引や他市場での残品の出荷であることが明白であり、これが同一の出荷者により繰り返し行われ、その量も相当程度ある場合の物品及び暴力団関係者等から販売の委託の申込みがあった場合の物品の販売の委託は、引き受けません。

2 前項に掲げる物品について、販売の委託があったとき、又は国若しくは地方公共団体から売買を差し止められ、若しくは撤去を命ぜられたときは、

LLPは、開設者の指示に従って、これを処分することがあります。

3 前項の処分によって生じた費用および損害は、すべて委託者の負担とします。

4 第2項の処分をしたときは、LLPは、処分に関する開設者の証明書を添付し、速やかに、その旨を委託者に通知します。

(帳簿の閲覧)

第10条 LLPは、委託者の請求があるときは、特別の事情がある場合を除いて、営業時間中、いつでも販売の委託を受けた物品の販売に関する諸帳簿及び書類の閲覧の求めに応じ、かつ、質問に応答します。

(受信場所)

第11条 委託者からのLLPに対する諸通信は、LLPの事務所又は業務用携帯電話あてに行うものとします。

(送り状等の添付)

第12条 委託者がLLPあてに委託物品を出荷する場合は、その物品の種類、数量、品質、その他受領に関し必要な事項を記載した送り状又は発送案内をその物品に添付するものとします。なお、委託物品の運送を他人に委託する場合も同様とします。

2 前項の送り状又は発送案内をその物品に添付しないときは、委託者は、品質の相違、数量の不足又は委託先の不明等による受領の遅延について、LLPに対抗することはできないこととします。

(委託物品の上場)

第13条 LLPは、委託物品を、その受領後最初の卸売取引に上場するものとします。

2 委託物品の上場順位は、同種物品の到着順によるものとします。

3 LLPは、委託者に著しく損害を与えるおそれがあることその他相当の事由があると認めたときは、委託者の同意又は開設者の承認を受けて委託物品の全部又は一部についてその販売順位を変更、またはその上場を第1項の翌日の卸売取引へと変更するか、翌日及びそれ以降の連続する営業日へ分割して上場することができることとします。

(販売方法)

第 14 条 委託物品の販売の方法は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる販売方法によることとします。

(1) 業務規程別表第 3 に掲げる物品

せり売又は入札の方法

(2) 業務規程別表第 4 に掲げる物品

せり売若しくは入札の方法又は相対取引

2 前項第 1 号について、次の各号のいずれかに該当する場合であって、開設者の承認を受けたときは相対取引の方法によることができることとします。

(1) 災害が発生した場合

(2) 入荷が遅延した場合

(3) 卸売の相手方が少数である場合

(4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合

(5) LLP と仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合

(6) 第 15 条の規定により、当該市場における仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をする場合

3 第 1 項第 2 号に掲げる物品については、次の各号に掲げる場合であって、開設者の指示を受けたときは、せり売又は入札の方法によることとします。

(1) 当該市場における生鮮食料品等の入荷量が一時的に著しく減少した場合

(2) 当該市場における生鮮食料品等に対する需要が一時的に著しく増加した場合

(当該市場の仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売)

第 15 条 LLP は、次の各号に掲げる場合であって、開設者の許可又は承認を受けたときは、委託物品を当該市場の仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をすることができるものとします。

(1) 当該市場における入荷量が著しく多いか、又は委託物品が当該市場の仲卸業者及び売買参加者にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合

(2) 委託物品が当該市場の仲卸業者及び売買参加者に対する卸売をした後残品となった場合

(3) 開設区域外の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて、LLP からの卸売の方法以外の方法によっては委託物品と同種の物品の出荷

を受けることが著しく困難である当該卸売市場の卸売業者に対して卸売をする場合

- (4) LLPが他の市場の卸売業者と締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場の卸売業者又は買受人（卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき開設者の許可又は承認を受けた者をいう。以下同じ。）に対して卸売をする場合
- (5) LLPが農林漁業者等（農林漁業者又は農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合若しくは森林組合連合会（これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。））及び食品製造業者等（生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者）と締結した国内産の農林水産物を利用した新商品の開発に必要な素材の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合
- (6) LLPが食品製造業者等と締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合

（販売不成立の場合の処理）

第16条 LLPは、委託物品について、その販売が不成立となった場合は、遅滞なくその旨を委託者に通知し、その指図を求めることとします。

- 2 前項の場合、委託者はLLPに当該物品の返送又は廃棄を求めることができるものとします。
- 3 前項の規定により、委託者の求めに応じて、LLPが当該物品を返送又は廃棄した場合に要した費用は委託者の負担とします。

（指値等の条件）

第17条 委託者は、委託物品の販売について、指値（消費税及び地方消費税を含まない価格とします。以下同じ。）その他の条件を付すことができることとしますが、その場合には、第12条第1項の送り状若しくは発送案内等に付記するか又はその物品の販売準備着手前までにその旨をLLPに通知しなければならないこととします。なお、これらの通知がその物品の販売準備着手前までに到着しないときは、その条件がなかったものとみなすものとします。

- 2 前項の指値その他の条件を変更しようとする場合は、前項の規定を準用することとします。

(指値等の条件がある場合で販売不成立の場合の処理)

第 18 条 L L P は、委託物品の販売につき指値その他の条件がある場合において、その条件どおり委託物品を販売することのできないときは、遅滞なくその旨を委託者に通知し、その指図を求めることとします。

(再委託の禁止)

第 19 条 L L P は、委託者の要求又は同意がなければ、他の卸売業者に委託物品販売の委託をすることはできないこととします。

(委託の解除等)

第 20 条 委託者による販売委託の解除は、その委託物品の販売準備着手前に限り、L L P は、これに応ずるものとします。

2 前項の申込みに応じた場合においては、L L P は、委託の解除に応じたために要した費用は委託者の負担とします。

(L L P に事故あるときの処置)

第 21 条 L L P が卸売の業務の許可を取り消されたとき又はその許可に係る卸売の業務を停止されたとき若しくは売買を差し止められたときは、未販売の委託物品は、開設者の指示に基づいて処置するものとします。

(販売後の事故処理)

第 22 条 委託物品を販売し、これを買受人に引き渡した後において、買受人から隠れた瑕疵があること又は数量、品質に著しい差異があること等を理由として開設者が定める期間内に L L P に対して販売代金の減額の申出があった場合であって、その申出について開設者が正当な理由があると認めるときは、L L P は、それに相当する減額をします。この場合、L L P は、開設者の証明書を添付して委託者にその旨を通知するものとします。

(委託手数料)

第 23 条 L L P が委託者から収受する委託手数料は、生鮮水産物及びその加工品は税抜卸売金額（せり売若しくは入札又は相対による取引に係る価格の合計額とします。）に 100 分の 5 を乗じて得た金額に消費税額及び地方消費税額を加算した金額とします。

(委託者の費用負担)

第 24 条 委託物品の卸売に係る費用のうち次に掲げるものは、これらに係る消費税額及び地方消費税額を含めて委託者の負担とします。

- (1) 出荷手数料 (L L P の当該物品の卸売場までの運搬費及び陳列等に要する費用)
- (2) 通過物手数料 (L L P が水揚げ及び検量を行った物品を委託者又は代理人が市場以外の他の卸売業者に委託する場合に L L P が要した費用)
- (3) 売買仕切金送料
- (4) 冷蔵保管料(委託物品を冷蔵保管した費用)
- (5) その他 L L P が立て替えた費用

2 委託手数料及び前項各号の費用は、委託物品の卸売金額から控除するものとします。

(売買仕切書の送付)

第 25 条 L L P は、委託物品の卸売をしたときは、その卸売をした翌営業日までに、当該卸売をした物品の品目、価格 (消費税及び地方消費税を含まない価格とします。以下同じ。)、数量及び価格と数量の積の合計額、当該合計額の消費税及び地方消費税に相当する金額、前条第 2 項の規定により控除すべき委託手数料及び費用の金額並びに差引仕切金額(「売買仕切金」とします。以下同じ。)を記載した売買仕切書を委託者に送付するものとします。

(仕切金の支払)

第 26 条 売買仕切金の送付は、委託物品の販売をした翌営業日 (金融機関の営業日に限る) に行うこととします。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の取扱いについて、特約がある場合にはその特約によります。

(仕切金の精算)

第 27 条 委託者は、委託物品の卸売金額が委託手数料と第 24 条第 2 項の規定により控除すべき金額の合計額に満たないときは、L L P に対し、速やかに、精算するものとします。ただし、委託者が引き続き販売の委託をする場合には、次回の委託物品の仕切計算に合算してこれを精算することができるものとします。

(再販売)

第 28 条 LLP は、買受人が卸売を受けた物品の引取りを怠ったため委託物品を再販売したときは、その卸売金額によって仕切りを行うものとします。ただし、再販売によって差損金を生じたときは、最初に販売したときの卸売金額によるものとします。

(電子商取引についての取扱い)

第 29 条 LLP は、委託者の了承を得て、委託物品を市場に搬入することなく電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用とする取引方法（電子商取引）により卸売を行うことができ、その場合の委託物品の引渡し、受領、事故処理及びその他必要な事項については、第 4 条、第 5 条、第 12 条及び第 22 条の規定にかかわらず、別に定めるところにより行うこととします。

(臨時開市等の通知)

第 30 条 LLP は、臨時の開市及び休業その他委託者に重要な関係を有する事項については、ただちに委託者に通知するものとします。

(管轄裁判所の指定)

第 31 条 販売の委託に関する一切の事件に係る訴訟については、市場の所在地の裁判所に提起するものとします。

附則 本約款は令和 4 年 10 月 10 日より実施する。